

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

**受注者**  
 請負代金額の変更請求 ※残工期が2か月以上あること  
 (提出書類)  
 様式1 工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求について  
 様式1-1 請負代金額変更請求額概算計算書

**発注者**  
 スライド額協議開始日を通知 ※変更請求があった日から7日以内  
 様式2 スライド額協議開始日を通知  
 ※原則工期末から45日前の日

**受注者**  
 単品スライドの請求  
 (提出書類)  
 様式3 請負代金額変更請求額計算書  
 様式3-1 請負代金額の変更の対象材料計算総括表  
 ※必要に応じ様式3-2、3-3  
 <必要な情報、資料等>  
 ・対象品目、対象材料  
 ・変更請求概算額  
 ・材料ごとに対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

**発注者**  
 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較  
 ⇒品目ごとの合計金額で比較する(材料ごとの比較は行わない)  
 ①実勢価格に基づく変動後の金額(品目ごとの合計金額) 実勢価格は落札率を考慮  
 ②実際の購入金額(品目ごとの合計金額)

「①実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

**発注者**  
 実勢価格にて品目ごとの変動額を算出

**発注者**  
 品目ごとの変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認  
 (品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

↓ 変動額が請負代金額※の1%を超える品目

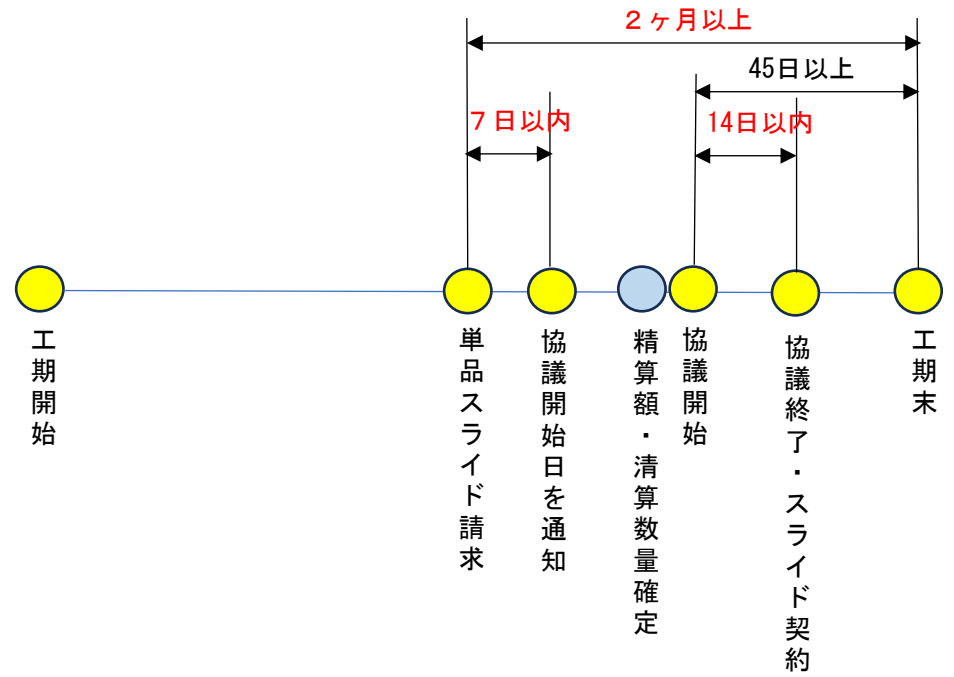
**発注者**  
 実勢価格にてスライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

申し出のあった材料ごとにスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか、「実勢価格」にて算出するかを確認

🔗 具体的なフローは別紙を確認

↓ 変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外



(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(賃料や損料も対象可)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

「②実際の購入金額」が安価となる品目

**発注者**  
 実際の購入金額にて品目ごとの変動額を算出

**発注者**  
 品目ごとの変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

↓ 変動額が請負代金額※の1%を超える品目

**発注者**  
 実際の購入金額にてスライド額を算定

↓ 変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額